



令和 7 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 オリエンタルチエン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 武
(コード番号：6380 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理部 マネージャー 林 泰弘
(TEL 076-276-1155)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、令和 7 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下線は改定箇所を示します。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ②その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。
- ③法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口及び社外の窓口(弁護士)に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令及び社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役が閲覧可能な状態で維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の

方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は随時報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「子会社管理規程」において、管理部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、管理部は子会社から適時に報告を受ける。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、当社及び子会社の業務の適正な遂行を確保する。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践するため、「倫理規定」並びに「OCM行動憲章」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。また、当社の内部監査部門が、子会社の内部監査を実施する体制を構築する。

⑤その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、企業集団における業務の適正を確保するため、子会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、また子会社が当社に適時報告を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員会は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行う。当社は、当該報告をしたことを理由として、報告をした者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、不当・不正な要求には応じないものとし、一切関係を遮断することを基本方針とする。全役職員に対しては、「企業行動憲章」並びに「倫理規定」に基づき、これを周知徹底する。また、反社会的勢力に対応する担当部署は管理部とし、警察、顧問弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、緊密な連携を図るものとする。

以 上